

不服申立て事案答申第 303 号

不服申立て事案諮問第 342 号

件名：警察安全相談等・苦情取扱票の一部訂正決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る警察安全相談等・苦情取扱票（以下「本件取扱票」という。）のうち、別表の 3 欄に掲げる箇所（以下「本件保有個人情報」という。）を不訂正とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 7 年 1 月 9 日付けで行った保有個人情報訂正請求に対し、処分庁が同年 3 月 3 日付けで行った一部訂正決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報訂正請求の受理

審査請求人は、令和 7 年 1 月 9 日、愛知県警察本部において、保有個人情報訂正請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の訂正請求をする保有個人情報の内容欄には、警察安全相談等・苦情取扱票

（令和 6 年 10 月 28 日受理、整理番号〇）

等と記載され、訂正請求の趣旨欄には

生年月日の誤り

住所の誤り

A 警務係長の発言内容の誤り

私の発言内容の誤り

訂正請求の理由欄には

「○年○月○日」が正しい

「特定住所」が正しい

「住所、氏名、年齢盗を本部が誤りなく…」

この内、年齢盗と発言された記憶がない

「安全相談・苦情取扱票」ではなく「警察安全相談等・苦情取扱票」と発言した。

と記載されていた（以下、この訂正請求のことを「本件訂正請求」という。）

（イ）決定期間の延長

処分庁は、他の開示請求が同時期に集中し、期間内に訂正決定等を行うことが困難になったため、法第 94 条第 1 項に定める決定期間（訂正請求があった日から 30 日以内）に訂正決定等を行うことが事務処理上困難である場合の同条第 2 項に規定する訂正決定等の期限の延長に該当すると判断し、審査請求人に対し、本件訂正請求に係る決定をする期間を令和 7 年 3 月 10 日までとする決定期間延長通知書を送付した。

（ウ）保有個人情報一部訂正決定

本件保有個人情報の記載されている行政文書は、令和 6 年 10 月 30 日に審査請求人が処分庁に対して行った保有個人情報開示請求に対する一部開示決定に基づき開示された本件取扱票である。

処分庁は、本件取扱票に対する本件訂正請求のうち、上記 及び の訂正請求について、法第 93 条第 1 項の規定に基づき訂正するとして、同 及び の訂正請求について、同条第 2 項の規定に基づき訂正をしないとして、その旨の決定をし、保有個人情報一部訂正決定通知書により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

（ア）本件処分は、訂正請求の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかではないため、当該請求に理由があると確認ができず、訂正しないこととしたものである。

α 訂正義務

法第 92 条において、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定されている。

愛知県の個人情報の保護に関する法律・個人情報の保護に関する

法律施行条例解釈運用基準によれば、

「訂正請求に理由がある」とは、調査等の結果、請求どおり保有個人情報事実ではないことが判明したときをいう。

訂正請求制度は、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるもののため、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要なでないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、訂正決定を行うことはできない。

とされている。

b 調査結果

本件取扱票は、令和6年10月28日に審査請求人が愛知県B警察署（以下「B署」という。）において、同署警務課係長に申し立てた内容や状況が記録されたものであり、取扱状況を所属長へ報告し、必要な指揮を受けるため作成されたものである。

警察安全相談等・苦情取扱票は、警察安全相談等及び苦情を適切に解決し、警察の責務の的確な遂行及び適正な警察業務の運営に資するためのものであり、警察職員が警察安全相談等を受理したとき、その申出の要旨や取扱状況を正確に把握・記録し、組織的な管理をするものである。

本件取扱票は、審査請求人の申出の要旨及び対応状況を記録した上で、所属長であるB署長まで報告され、解決として処理されている。

本件取扱票の作成者であるB署警務課係長に確認したところ、審査請求人から聴取したとおりに本件取扱票を作成しているが、「年齢盗」の記載は、「年齢等」の変換誤りによる誤字であるとのことであった。

一方、審査請求人からは、「年齢盗」の記載内容をどのように訂正するのかの明示はなく、さらに同人の請求理由を明確にする資料の提出等もなく、本件訂正請求に理由があるかどうか明らかとならなかった。

- (イ) よって、本件処分については、法第 92 条及び第 93 条の規定に基づき、適切な調査を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかとならなかったため、訂正請求に理由があると確認できなかったことから訂正しない決定をしたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。
- (2) 審査請求人の主張の失当性
- 審査請求人は、本件取扱票に記載の「年齢盗」について、誤っていたら直すべきである旨主張している。
- しかしながら、上述したとおり、適切な調査を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかったため、訂正請求に理由があると確認できないとして本件処分を行ったものであり、審査請求人の主張は失当である。
- (3) 結語
- 以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

- (1) 本件訂正請求について
- ア 審査請求人が令和 6 年 10 月 30 日付けで行った保有個人情報開示請求に対して、処分庁は、本件取扱票を特定した上で、同年 11 月 13 日付けで保有個人情報一部開示決定を行った。
- これに対し、審査請求人は、令和 7 年 1 月 9 日付けで保有個人情報訂正請求を行い、処分庁は同年 3 月 3 日付けで本件処分を行った。
- イ 審査請求人は、保有個人情報訂正請求書において、本件取扱票に記載された内容のうち、「年齢盗」と記載された部分について、「年齢盗と発言された記憶がない」と主張している。
- これに対して、処分庁は、本件取扱票の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかなではないため、当該請求に理由があると確認ができないとして、本件保有個人情報について訂正しない決定をしている。
- なお、審査請求人は、審査請求書において、別表の 3 欄に掲げる箇所の訂正を求めていることから、当該箇所の訂正の要否について、以下検討する。
- (2) 本件保有個人情報の訂正の要否について
- ア 処分庁によれば、本件取扱票の作成者である B 署警務課係長に同取扱票の記載内容について確認したところ、審査請求人から聴取したとおり作成しているが、「年齢盗」の記載は、「年齢等」の変換誤りによる誤

字であるとのことである。一方、審査請求人からは、「年齢盗」の記載内容をどのように訂正するのかの明示はなく、さらに同人の請求理由を明確にする資料の提出等もなく、本件訂正請求に理由があるかどうか明らかとならなかったことから、本件保有個人情報について訂正しない決定をしたとのことである。

また、当審議会において令和6年11月13日付けに行った保有個人情報一部開示決定通知書を確認したところ、本件取扱票の利用目的を「警察安全相談業務のため」と記載されていることが認められた。

イ 当審議会において検討したところ、訂正請求制度は、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものであり、本件取扱票に照らして考えると、当該誤字の訂正は、法第92条の保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で訂正すべきものとは認められない。そのため、本件保有個人情報について、本来は特段の調査を行うまでもなく訂正しない決定をすべきだったと解されるが、訂正されないという点に変わりはないことから、処分庁が訂正しない決定を行ったことは、結論において妥当である。

よって、本件保有個人情報を訂正する必要は認められない。

ウ なお、当審議会が事務局職員を通じて処分庁に確認したところ、本件処分の後に職権で当該誤字を修正しているとのことであるが、保有個人情報の正確性の確保の観点から、職権により修正等を行うことは特段問題があるものとは考えられず、当審議会の判断に影響を与えるものではない。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1 訂正を求める箇所	2 訂正請求の内容	3 審査請求の対象となった箇所
年齢盗	年齢盗と発言された記憶がない	対象
安全相談・苦情取扱票	警察安全相談等・苦情取扱票	-

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 5 . 2 6	諮問 (弁明書の写しを添付)
8 . 5 . 2 5 (第 261 回審議会)	審議
8 . 6 . 2 2 (第 262 回審議会)	審議
8 . 7 . 2 8	答申